

平成22年度のウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要

1. 調査の目的

〔防除区域等調査〕

ウメ輪紋ウイルスによる病気の撲滅のため、緊急防除の防除区域（※）とその周辺の果樹園、公園、民家などにある植物を調べ、病気にかかった植物を特定する。

※1 東京都青梅市・日の出町の全域、あきる野市・八王子市・奥多摩町の一部

〔広域調査〕

緊急防除の防除区域以外の地域への病気のまん延を防止するため、全国47都道府県の果樹園や公園にある植物を調べ、病気にかかった植物がないかどうかを確認する。

2. 調査の概要

(1) 調査対象植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウなど *Prunus* 属（サクラ属）の植物

(2) 調査時期

平成22年5月～9月

（目視による調査が可能となる新葉の時期に実施）

(3) 調査対象園地

〔防除区域等調査〕

植物防疫法に基づく緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家など

〔広域調査〕

ア 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の主な果樹園や公園など

イ 発生監視調査

平成21年度の広域調査で感染した植物を確認した茨城県と神奈川県
の各1園地（感染した植物は全て処分済み）及びその周辺の果樹園、公園、民家など

ウ 追跡調査

緊急防除の開始前に防除区域から移動した調査対象植物の移動先及びその周辺の果樹園、公園、民家など

(4) 調査の実施方法

① 農林水産省植物防疫所の植物防疫官及び都道府県の職員（又は東京都が委託した民間業者）が、目視により葉の病徴の有無を調査

② 病徴が見られた植物（2.（3）アの全国調査及び委託業者が実施した場合には、病徴の有無にかかわらず、全ての植物）について、1植物あたり5枚の葉を採取

③ 採取した葉は、植物防疫所がイムノクロマト法で検定

イムノクロマト法で陽性反応が見られたものは、LAMP法で確認検定

3. 調査結果の概要

〔防除区域等調査〕

対象地域に存在する6,153園地 41,144本の調査を行った結果、410園地 1,374本で感染植物を確認した（表1）。

〔広域調査〕

対象とした47都道府県 1,635園地 254,170本の調査を実施した結果、5都道府県 8園地 123本の感染植物を確認した（表2）。

4. 感染を確認した園地等の対応

ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された園地及びその周辺地域では、次のとおり、まん延防止及び防除対策を実施

〔宿主植物の移動制限〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスに感染するおそれがある植物（2.（1）調査対象植物に同じ。）の移動を制限

〔アブラムシ防除〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスを伝搬するアブラムシを防除

〔感染植物の処分〕

感染が確認された植物は、所有者の了解を得た上で速やかに処分

5. その他

23年度も引き続き調査及び防除を実施する予定

表 1 緊急防除の防除地区及びその周辺の調査結果（平成 22 年度）

都道府県	市区町村	調査園地数	発生園地数	調査樹数	感染樹数
東京都	あきる野市	1,714	204	9,503	512
	青梅市	1,082	119	12,256	607
	八王子市	839	10	6,877	93
	奥多摩町	204	5	1,142	6
	日の出町	1,467	33	7,974	51
	羽村市	514	38	2,259	104
埼玉県	飯能市	333	1	1,133	1
計		6,153	410	41,144	1,374

注 1) 平成 22 年 1 月 1 日現在の調査結果（目視のみによる調査を除く。）をとりまとめた。
 2) あきる野市の公園 1 カ所については、植栽樹数が不明なため、調査樹数に含めていない。

表 2 広域調査の調査結果（平成 22 年度）

都道府県	市町村	発生園地数	調査樹数	感染樹数
東京都	足立区	1	44	3
茨城県	水戸市	1	4,000	1
滋賀県	長浜市	1	1,669	9
大阪府	吹田市	1	1,260	46
奈良県	奈良市	3	628	5
	桜井市	1	464	59

注 1) 平成 22 年 1 月 1 日現在の調査結果をとりまとめた。
 2) 感染植物が確認された 5 都府県の計 8 園地（発生園地）の調査結果のみを掲載。
 （これら 8 園地以外の園地では、感染植物は見られなかった。）
 3) このほか 4 2 道府県では、感染植物は見られなかった。
 4) その後、発生園地から半径 1 km 範囲の全園地の調査を行ったが、ほかに感染植物は見られなかった。
 5) 平成 22 年度中に抜根・焼却の予定のもの（足立区及び桜井市の感染植物）を除き感染植物の抜根・焼却が完了している。
 6) 感染経路を調査中のもの（足立区の園地、奈良市の一部の園地及び桜井市の園地）を除き、感染植物は、現行の防除区域から緊急防除の開始前に持ち込まれた植物に由来することが判明している。